

各 位

一般社団法人大阪府トラック協会
会 長 代 行 重 博文

令和8年度エコタイヤ導入助成について (ご 案 内)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

平素は、当協会運営に格別のご理解とご協力を賜わり誠にありがとうございます。

さて、当協会では大阪府の燃料費高騰対策の一環として、エコタイヤの導入費用の一部助成を実施いたします。

つきましては、以下の要領をご参照のうえご利用いただきますようご案内申しあげます。

また、申請方法につきましては、郵送でのみの受付といたします。

記

※令和8年度の主な改正点

- ・月額定額サービス、タイヤのみのリース・割賦契約による導入については対象外となります。
(新車導入時に車両に装着されているタイヤについてはリース、割賦による導入は対象とします。
ただし、見積書(もしくは注文書)に装着タイヤのメーカー名・商品名・単価・本数が明記されていることとします。)
- ・再生タイヤ(リトレッドタイヤ)は対象外となります。
助成対象タイヤにつきましては対象一覧をご確認ください。
- ・必要書類③領収書等について、支払完了がわかる書類の添付が必要となります。
- ・助成上限本数が20本となります。
- ・装着証明書(様式2)が必要となります。

1. 助成対象期間 令和8年4月1日(水)～令和9年2月26日(金)

※上記期間内であっても助成予算枠に達した時点で受付を終了いたします。なお、事前告知は行いませんので、予めご承知おきください。

2. 助成対象タイヤ

○タイヤメーカーが公表する検証データ等に基づき、大ト協が別表に定めた新品タイヤで、大阪府下の営業用貨物車両に装着したもの。(軽貨物車両、自家用車を除く)

3. 助成額

タイヤ1本につきタイヤ本体の購入価格 (消費税別) の1/2で、7,000円を限度額とします。

例：① 1本20,000円(税別)のタイヤを4本購入する場合

20,000円×助成率1/2 = 10,000円

上記計算結果が7,000円以上なので

7,000円×4(本) = 28,000円が助成額となります。

② 1本12,000円(税別)のタイヤを4本購入する場合

12,000円×助成率1/2 = 6,000円

上記計算結果が7,000円未満なので

6,000円×4(本) = 24,000円が助成額となります。

※小数点以下は切り捨てになりますので、ご注意ください

4. 助成上限本数

1社あたり20本まで。ただし、助成対象期間中に装着・支払いが完了していること

5. 助成条件 (以下のすべてに該当する必要があります)

○大阪府内の貨物運送事業者が、自社で保有する営業用貨物車両に対して令和8年4月1日以降にエコタイヤを購入していること。(他府県ナンバー、軽自動車、自家用車は不可)

○被けん引車両に装着したタイヤも助成対象とします。

○新車導入の際に、車両に装着されたタイヤが助成対象である場合についても助成対象とします。見積書(令和8年度内に納車予定であることを明記)もしくは注文書にタイヤの本数・品名・単価の記載があること。

6. 助成申請必要書類

① (様式1) 令和8年度 エコタイヤ導入助成金交付申請書

(様式2) エコタイヤ申請内訳書兼装着証明書

② 請求書等(写)：4月1日以降に発行のもの(但し、装着が4月1日以降の物に限ります)

・ 請求書等(新車導入時に装着の場合は見積書(納期予定が令和8年度中であるもの)もしくは注文書)は、タイヤメーカー名・商品名・単価・本数が明記されていること。(タイヤメーカー名・商品名等は別表を参照してください)

・ 請求書の額と領収書(または振込明細書等)の額が同じであること。

※数件の請求書を合算して支払った場合は、すべての請求書を添付してください。

・請求書は、該当箇所のみならず、全ページの写しを添付してください。
③領収書等（写）：4月1日以降に発行のもの。但し、装着が4月1日以降の物に限ります。

○一括購入の場合

・領収書・振込明細書・支払明細書・受領証等の写し等**支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は不可とします。

○リース契約・割賦契約による**新車購入**の場合

・契約書の写し（リース契約・割賦販売契約書で、契約日・契約期間・車両番号・支払計画等の詳細が確認できない場合は、必ず物件受領証・リース自動車検収完了証・支払計画書等の写しも添付して下さい。）

・振込明細書・支払明細書・受領証等、**エコタイヤの購入価格を上回る金額の支払完了がわかるもの（支払日以降に印刷・発行されたもの）**。振込予約済み時点での書類は不可とします。

※振込明細書等は、振込日、金額、振込元、振込先が確認できるものであること。

また、切り貼りや修正があるものは不可としますが、必要箇所以外（残高等）を黒く塗りつぶすのは可とします。なお、通帳の写しのみは不可とします。

④装着車両の【自動車検査証記録事項の写し】

※申請時に有効期限内のものを必ず添付して下さい。

7. その他

○書類が全て揃った状態でご申請してください。事前の枠取りはできません。

○募集期間中に、複数回ご申請できます。ただし、上限本数は20本です。

○申請書類等に不明瞭な点が見られる場合は、助成いたしません。

タイヤの支払いをもって助成対象とします。請求書・領収書等の日付が助成対象期間外（令和8年4月以前や、助成金受付終了後）の場合は、助成いたしません。

○手書き申請で様式1・様式2の記入を訂正する場合、修正液等は使用せず、二重線で消した上から書き直してください。

※様式1の訂正箇所のうち申請金額の訂正は認められませんので再度申請用紙を用意してください。

※申請後にFAXやお電話での内容照会や写しのご返却・ご提示はできませんので、必ず事前に各社にて申請書類の控えをお取りください。

（申請先〔郵送先〕ならびにお問合せ先）

〒536-0014 大阪市城東区鳴野西2-11-2

（一社）大阪府トラック協会 業務部

TEL：（06）6965-4036